ロ　割引率等

(イ)　ポイントの付与

料金の額10円毎に１ポイントを西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ)　ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

| ポイントの累計数 | 還元額 |
|---|---|
| 1,000ポイント | 500円分 |
| 3,000ポイント | 2,500円分 |
| 5,000ポイント | 5,000円分 |

(ハ)　弾力的なポイントの付与及び割引

(イ)及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

(ニ)　経過措置

平成26年３月31日以前に付与されたポイントのうち、平成26年４月１日時点で保有する有効期間内のポイントの累計数に、ポイントの累計数の７倍のポイントを別途付与する。また、平成26年３月31日以前の走行に対して平成26年４月１日以降に付与するポイントに、当該ポイントの７倍のポイントを別途付与する。

②　ＥＴＣ前納割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、利用規程第３条第１号に規定する車載器（以下「車載器」という。）とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ　割引率

割引率は14パーセント以下とする。

③　深夜割引

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ＥＴＣ車

ロ　割引率等

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成30年３月31日までとする。

④　平日朝夕割引

イ　割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、平日の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（２会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む）の適用を受けた後、本割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に再度本割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

| |
|---|
| 連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に本道路を含む場合。 |
| 高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と本道路を、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと本道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。 |
| 高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線と本道路を、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと本道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。 |
| 一般国道２号（広島岩国道路）と本道路を、一般国道２号（広島岩国道路）の廿日市インターチェンジと本道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。 |

ロ　割引率

料金の額から、カード毎の適用回数の月間適用回数（２会社及び西日本高速道路株式会社が定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する）（以下「月間適用回数」という。）に応じて、料金の額に次式の率を乗じて算出した額を差し引いた額を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

ただし、月間適用回数が４回以下の場合を除く。

なお、算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

100－Ｗ（単位：パーセント）

(注)　上記式においてＷは、次の数値を表すものとする。

Ｗ：月間適用回数が５回から９回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成30年３月31日までとする。